

個票17 精神科診療所等の状況

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
医療機関等コード	

診療所名・病院外来名

施設区分 <small>[いずれか1つに○印]</small>
1. 診療科目を「精神科」「神経科」としている診療所
2. 精神病床を有しない病院の「精神科」「神経科」外来
3. 精神科外来を行っている精神保健福祉センター

※ただし、特別養護老人ホーム、家裁医務室、企業診療所等一般住民を対象としない施設は除く。

1) 従業者

「常勤」は、精神科の業務に日8時間以上、週4日以上を目安とする。
 「非常勤」は、「常勤」以外で精神科の業務に週1回程度以上勤務している者。

(平成19年6月30日現在)

医 師		うち 指定医		作業療法士		ソーシャルワーカー(社会福祉士を含む)				臨床心理技術者		看護師		准看護師		その他の常勤従業者	
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤		

看護補助者は常勤者のみここに計上する。

2) 患者数

平成19年6月30日あるいは直前の診療日(1日)の状況を記入。
 【平成19年6月30日が休診の場合、直前の診療日(1日)の状況を記入。】
 ※実績のない場合は、それぞれのチェックボックスにレ点を入れてください。

6月30日の精神科外来受診患者の病名内訳

主たる病名が精神保健福祉法第5条の「精神障害者」である者	左記以外の者
実績なし → <input type="checkbox"/>	実績なし → <input type="checkbox"/>

※精神保健福祉法第5条の「精神障害者」
 ……統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者

3) 外来・往診・訪問看護

平成19年6月1ヶ月間(30日間)の状況を記入。
 【すべて精神科の人数を記載】
 ※実績のない場合は、それぞれのチェックボックスにレ点を入れてください。

平成19年6月1ヶ月間の外来受診患者数		平成19年6月1ヶ月間の往診		平成19年6月1ヶ月間の訪問看護実施	
実人員	延べ人数	実人員	延べ件数	実人員	延べ件数
				(注)	
実績なし → <input type="checkbox"/>		実績なし → <input type="checkbox"/>		実績なし → <input type="checkbox"/>	

平成19年6月1ヶ月間の訪問看護従事者数(実人員)		
うち 専任職員数	うち 精神保健福祉士数	

個票20 総数 合計(注)と一致すること。

院内の訪問看護に関する独立部門に所属する職員の数

個票18 精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の状況

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
医療機関等コード	

保険診療の請求を行っているサービスの、平成19年6月1ヶ月間(30日間)の状況を記入。

	実施日数	延べ利用者数	利用実人員		利用実人員の居住地					
			うち 平成19年6 月1ヶ月間の 新規利用者		在宅	グループホーム・ケアホーム・社会復帰施設等	高齢者福祉施設	その他	不明	
精神科ショート・ケア										
精神科デイ・ケア										
精神科ナイト・ケア										
精神科 デイ・ナイト・ケア										
重度認知症患者 デイ・ケア										

重度認知症患者デイ・ケア料の請求を行っているものを記入。

6月1ヶ月間(30日間)の新規利用者を内数で記入。

左表「利用実人員」と、右表「利用実人員の居住地」の「在宅」～「不明」の計が、一致するように記入。

障害者支援施設、福祉ホームB型を含む。

介護保険における施設サービス、高齢対象グループホーム。

個票19 精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
医療機関等コード	

「精神科ショート・ケア」「精神科デイ・ケア」「精神科ナイト・ケア」「精神科デイ・ナイト・ケア」のいずれかを利用した者について、平成19年6月30日あるいは直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。
 【平成19年6月30日がサービス休業の場合、直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。重度認知症患者デイ・ケアは除く。】

疾患名	総数	年齢階級別患者数									
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
F0 症状性を含む器質性精神障害											
F00 アルツハイマー病型認知症											
F01 血管性認知症											
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害											
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害											
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害											
覚せい剤による精神及び行動の障害											
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害											
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害											
F3 気分(感情)障害											
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害											
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群											
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害											
F7 精神遅滞[知的障害]											
F8 心理的発達の障害											
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害											
てんかん(F0に属さないものを計上する)											
その他											
合 計											

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。

6月30日ないし直前のサービス実施日に、利用者および実績がない場合は、「総数・合計」欄に"0"を記入する。

個票20 精神科診療所等が実施している精神科訪問看護の状況

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
医療機関等コード	

精神科診療所等が、平成19年6月1ヶ月間(30日間)に実施し、精神科訪問看護・指導料を請求した患者について実人数を記入。

疾患名	総数	年齢階級別患者数										
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
F0 症状性を含む器質性精神障害												
F00 アルツハイマー病型認知症												
F01 血管性認知症												
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害												
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害												
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害												
覚せい剤による精神及び行動の障害												
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害												
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害												
F3 気分(感情)障害												
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害												
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群												
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害												
F7 精神遅滞[知的障害]												
F8 心理的発達の障害												
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害												
てんかん(F0に属さないものを計上する)												
その他												
合 計	(ij)											

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。

個票17「平成19年6月1ヶ月間の訪問看護実施」実人数(ij)と一致すること。

個票21 指定障害者支援施設等の状況【入所系】

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
医療機関等コード	

障害者自立支援法及び精神保健福祉法に基づく届出があった施設については補助を受けなくても記入。

施設名

事業の種類	
〔該当するものいずれか1つに○印〕	
1. 指定障害者支援施設	<input type="checkbox"/>
2. 指定共同生活援助事業所（グループホーム） 又は指定共同生活介護事業所（ケアホーム）	<input type="checkbox"/>
3. 宿泊型自立訓練事業所	<input type="checkbox"/>
4. 生活訓練施設	<input type="checkbox"/>
5. 入所授産施設	<input type="checkbox"/>
6. 障害者自立支援法に基づく福祉ホーム	<input type="checkbox"/>
7. 福祉ホームB型	<input type="checkbox"/>

「指定障害者支援施設」「指定共同生活援助事業所（グループホーム）又は指定共同生活介護事業所（ケアホーム）」
「宿泊型自立訓練事業所」は、改正前の精神保健福祉法に基づく施設等から移行した施設等及び障害者自立支援法に
基づき新たに指定を受けた事業所のうち、精神障害者を主たる対象者として届け出た施設等を対象とする。

開設者		開設年月
〔該当するものいずれか1つに○印〕		
1. 社会福祉法人	6. NPO法人	年 (西暦で記入) 月
2. 医療法人	7. その他の法人	
3. 都道府県	8. 任意団体	
4. 市町村(広域行政組合を含む)	9. その他	
5. 社団・財団法人	(具体的に:)	

運営者	
〔該当するものいずれか1つに○印〕	
1. 社会福祉法人	6. NPO法人
2. 医療法人	7. その他の法人
3. 都道府県	8. 任意団体
4. 市町村(広域行政組合を含む)	9. その他
5. 社団・財団法人	(具体的に:)

「指定障害者支援施設」(生産活動が行われるものに限る)及び「入所授産施設」については、事業内容に
該当するものすべてに○印を記入すること。

1. クリーニング	5. 縫製	9. 福祉サービス
2. パン・食品製造	6. 部品組み立て・加工	10. その他
3. 情報サービス	7. 印刷・出版	(具体的に:)
4. 喫茶・食堂	8. 木工	

※「性・年齢階級別」20歳未満男性～75歳以上女性の計と、「平成19年6月30日現在の利用実人員」合計と同数となるよう記入すること。
※宿泊型自立訓練を行う事業所にあつては、宿泊型自立訓練に係る定員を記入すること。

定員	平成19年6月30日現在の利用実人員数										
	合計	性・年齢階級別									
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性

個票22 指定障害者福祉サービス事業者等の状況【通所系】

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
医療機関等コード	

障害者自立支援法及び精神保健福祉法に基づく届出があった施設については補助を受けなくても記入。

事業者名

事業の種類		[該当するものすべてに○印]
1. 生活介護事業所	6. 通所授産施設	
2. 自立訓練(生活訓練)事業所	7. 小規模通所授産施設	
3. 就労移行支援事業所	8. 福祉工場	
4. 就労継続支援A型事業所		
5. 就労継続支援B型事業所		

「生活介護事業所」「自立訓練(生活訓練)事業所」「就労移行支援事業所」「就労継続支援A型事業所」「就労継続支援B型事業所」は、改正前の精神保健福祉法に基づく施設等から移行した施設等及び障害者自立支援法に基づき新たに指定を受けた事業所のうち、精神障害者を主たる対象として届け出たものに限る。

開設者		[該当するものいずれか1つに○印]	開設年月
1. 社会福祉法人	6. NPO法人		年 (西暦で記入)
2. 医療法人	7. その他の法人		
3. 都道府県	8. 任意団体		月
4. 市町村(広域行政組合を含む)	9. その他		
5. 社団・財団法人	(具体的に:)		

運営者		[該当するものいずれか1つに○印]
1. 社会福祉法人	6. NPO法人	
2. 医療法人	7. その他の法人	
3. 都道府県	8. 任意団体	
4. 市町村(広域行政組合を含む)	9. その他	
5. 社団・財団法人	(具体的に:)	

「生活介護事業所」「就労移行支援事業所」「就労継続支援A型事業所」「就労継続支援B型事業所」「通所授産施設」「小規模通所授産施設」「福祉工場」については、事業内容に該当するものすべてに○印を記入すること。

1. クリーニング	5. 縫製	9. 福祉サービス
2. パン・食品製造	6. 部品組み立て・加工	10. その他
3. 情報サービス	7. 印刷・出版	(具体的に:)
4. 喫茶・食堂	8. 木工	

※「性・年齢階級別」20歳未満男性～75歳以上女性の計と、「平成19年6月30日現在の利用実人員」合計と同数となるよう記入すること。
 ※「事業の種類」欄で○印を付した事業についてそれぞれ記入すること。

	定員	平成19年6月30日現在の利用実人員数										平成19年 6月1ヶ月の 稼働日数	
		合計	性・年齢階級別										
			20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
生活介護事業所													
自立訓練(生活訓練)事業所													
就労移行支援事業所													
就労継続支援A型事業所													
就労継続支援B型事業所													
通所授産施設													
小規模通所授産施設													
福祉工場													

個票23 精神医療審査会

都道府県・市コード

事務等

「退院請求」「処遇改善請求」の状況については、平成18年度に受理した合計件数を衛生行政報告例と十分に整合性をとって記入。
 【「複数回」欄には、平成18年度において、複数回請求した者がある場合には、内数で人数を記入。】

平成18年度「退院請求」の実績

区分	退院請求件数		請求者内訳								請求者に対する審査結果 および理由の要旨の通知時期		
	(*1)	うち 複数回	本人		代理人		保護者		扶養義務者等		1ヶ月以内 (x)	1ヶ月超 (y)	その他 (z)
			(p)	うち 複数回	(q)	うち 複数回	(r)	うち 複数回	(s)	うち 複数回			
措置入院者													
医療保護入院者													
任意入院者													
その他													
合計													

各区分ならびに合計において、「請求者内訳」の(p)(q)(r)(s)の計、および「請求者に対する審査結果および理由の要旨の通知時期」の(x)(y)(z)の計は、それぞれ「件数」(*1)と同数になっていること。 (*1)=(p)+(q)+(r)+(s)=(x)+(y)+(z)
 ※(x)+(y)は衛生行政報告例の「審査件数」と同数になっていること。

平成18年度「処遇改善請求」の実績

区分	処遇改善請求件数		請求者内訳								請求者に対する審査結果 および理由の要旨の通知時期		
	(*2)	うち 複数回	本人		代理人		保護者		扶養義務者等		1ヶ月以内 (h)	1ヶ月超 (i)	その他 (j)
			(d)	うち 複数回	(e)	うち 複数回	(f)	うち 複数回	(g)	うち 複数回			
措置入院者													
医療保護入院者													
任意入院者													
その他													
合計													

各区分ならびに合計において、「請求者内訳」の(d)(e)(f)(g)の計、および「請求者に対する審査結果および理由の要旨の通知時期」の(h)(i)(j)の計は、それぞれ「件数」(*2)と同数になっていること。 (*2)=(d)+(e)+(f)+(g)=(h)+(i)+(j)
 ※(h)+(i)は衛生行政報告例の「審査件数」と同数になっていること。

審査会

平成19年6月1ヶ月間「退院請求」事務等

区分	平成19年6月1ヶ月間事務局対応件数			
	計	うち 電話 による 問い合わせ・ 請求	うち 書面 による 問い合わせ・ 請求	うち その他
措置入院者				
医療保護入院者				
任意入院者				
その他				
合計				

平成19年6月1ヶ月間「処遇改善請求」事務等

区分	平成19年6月1ヶ月間事務局対応件数			
	計	うち 電話 による 問い合わせ・ 請求	うち 書面 による 問い合わせ・ 請求	うち その他
措置入院者				
医療保護入院者				
任意入院者				
その他				
合計				

平成19年度「精神医療審査会」の構成

合議体数	委員総数			
	計	うち 精神障害 者の医療 に関し学 識経験を 有するも の	うち 法律に関 し学識経 験を有す るもの	うち その他の 学識経験を 有するも の

個票24 措置入院等の状況

都道府県・市コード

1) 措置入院

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間を計上。

年度内に申請 または通報の あった件数	申請または 通報件数 (h)	措置診察			措置入院の ための移送 の実施	行動制限	措置診察の結果		
		実施せず (i)	1次診察のみ 実施 (ii)	2次診察まで 実施 (iii)			措置入院 (j)	措置以外 の入院 (k)	入院以外 の処遇 (m)
23条									
24条									
25条									
25条の2									
26条									
26条の2									
26条の3									
27条2項									

「措置診察」の「実施せず(i)」「1次診察のみ実施(ii)」「2次診察まで実施(iii)」の計は、「申請または通報件数」に一致する。
(h)=(i)+(ii)+(iii)

第29条の2の2第1項に基く移送を行った人数を計上。
第29条の2の2第3項に基く行動制限を行った人数を計上。

「措置診察の結果」の「措置入院(j)」「措置以外の入院(k)」「入院以外の処遇(m)」の計は、「措置診察」の「1次診察のみ実施(ii)」「2次診察まで実施(iii)」の計に一致する。
(j)+(k)+(m)=(ii)+(iii)

2) 平成18年6月1ヶ月間の措置入院者の転帰 (23条、24条、25条)

平成18年6月1ヶ月間に措置入院者について、症状消退届が提出された時点の転帰を記入する。

	平成18年 6月1ヶ月間 の措置入院者	合計	平成19年6月1日までに症状消退届が提出された人数				
			症状消退届が提出された時点の転帰				
			入院継続	通院医療	転医	死亡	その他
23条							
24条							
25条							

各条項において、「平成19年6月1日までに症状消退届が提出された人数」合計は、「症状消退届が提出された時点の転帰」の「入院継続」から「その他」の計と一致する。

症状消退届の「措置解除後の処置に関する意見」の記述に基づいて記入。

3) 緊急措置入院 (第29条の2)

(平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間を計上)

診察の実施	緊急措置 入院不要	緊急措置入院後の処遇		
		措置入院	措置入院以外の 入院	入院以外 の処遇
(n)	(a)	(b)	(c)	(d)

「緊急措置入院不要(a)」と「緊急措置入院後の処遇」の「措置入院(b)」「措置入院以外の入院(c)」「入院以外の処遇(d)」の計は、「診察の実施(n)」に一致する。
(n)=(a)+(b)+(c)+(d)

4) 医療保護入院および応急入院のための移送 (第34条)

指定医の診察		
事前調査件数	移送の実施	行動制限

平成18年4月1日から平成19年3月末までの1年間を計上する。

第34条に基く移送を行った人数を計上。

第34条4項に基く行動制限を行った人数を計上。

個票25 精神障害者保健福祉手帳等の状況

都道府県・市コード

1) 精神障害者保健福祉手帳交付者数

平成19年3月末現在で手帳を所持している者の数を記入。

1級	2級	3級

2) 精神障害者社会適応訓練事業

平成19年6月30日現在

協力事業所数	利用のある協力事業所数	利用対象者数

登録されている協力事業所の総数を記入。

平成18年度													
新規利用者数	利用修了者数	利用修了者の状況 ※重複する場合は、主たる状況を優先する。											
		常用雇用	臨時的雇用	自営業	授産施設等	精神科デイ・ケア等通所	在宅	精神科入院	その他	死亡	不明		

期限付き、パート等。

授産施設、社会適応訓練、共同作業所等に通所。

精神科ショート・ケア、デイ・ケア、ナイト・ケア、デイ・ナイト・ケア、保健所デイ・ケア等。

※「利用修了者の状況」の常用雇用～不明の計と「利用修了者数」が同数となるよう記入すること。

個票26 性・年齢別 精神障害者保健福祉手帳交付者数

都道府県・市コード

平成19年6月1ヵ月分(30日間)の状況を記入。【1級～3級のいずれかの交付者について記入。】
 ※年金証書の写しにより交付したものについては、「年金証書分」として別記する。

疾患名	総数	年齢階級別交付者数											
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上			
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
F0 症状性を含む器質性精神障害													
F00 アルツハイマー病型認知症		※「F0 症状性を含む器質性精神障害」の内訳は記入する必要はありません。											
F01 血管性認知症													
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害													
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害													
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害													
覚せい剤による精神及び行動の障害													
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害													
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害													
F3 気分(感情)障害													
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害													
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群													
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害													
F7 精神遅滞〔知的障害〕													
F8 心理的発達の障害													
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害													
てんかん(F0に属さないものを計上する)													
その他													
合 計													

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。

6月1ヶ月分の、交付者および実績がない場合は、「総数・合計」欄に"0"を記入する。

年金証書分

「年金証書分」は上記総数・合計欄に加算しないこと。

表1. 調査票の新旧対照表(18年度→19年度)

平成18年度個票名		平成19年度個票名の変更点	
総括表	提出書類件数報告	総括表	変更なし
個票1	精神科病院の施設・病床の状況	個票1	精神科病院の施設・従事者の状況 (個票1と統合)
個票2	精神科病院の従事者数・入院料等の届出状況	個票2	新設・各精神病棟の状況
個票3	老人性認知症患者治療病棟の状況	個票3	新設・各精神病棟の状況(個票2の続き)
個票4	応急入院患者の状況	個票4	新設・各精神病棟の状況(個票3の続き)
個票5	精神科病院の精神科デイ・ケア等の状況	個票5	変更なし
個票6	精神科病院の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員	個票6	変更なし
個票7	精神科病院在院患者の処遇	個票7	変更なし
個票8	精神科病院在院患者の状況	個票8	変更なし
個票9	在院期間・年齢別の在院患者数	個票9	新設・精神科病院が実施している精神科訪問看護の状況
個票10	精神科病院の外来・入院状況	個票10	変更なし
個票11	精神科病院平成17年6月入院患者の状況	個票11	変更なし
個票12	平成18年6月1日残留患者の状況	個票12	変更なし
個票13	平成18年6月退院患者の状況	個票13	変更なし
個票14	精神科診療所等の状況	個票14	精神科病院平成18年6月入院患者の状況
個票15	精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の状況	個票15	平成19年6月1日残留患者の状況
個票16	精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員	個票16	平成19年6月退院患者の状況
個票17	精神科病院・精神科診療所等以外の精神科デイ・ケア等の状況	個票17	変更なし
個票18	精神科病院・精神科診療所等以外の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員	個票18	変更なし
個票19	精神障害者社会復帰施設等の状況[入所施設用・施設票]	個票19	変更なし
個票20	精神障害者社会復帰施設等の状況[入所施設用・利用者票]	個票20	新設・精神科診療所等が実施している精神科訪問看護の状況
個票21	精神障害者社会復帰施設等の状況[通所施設用・施設票]	個票21	削除
個票22	精神障害者社会復帰施設等の状況[通所施設用・利用者票]	個票22	指定障害者支援施設等の状況[入所系] (個票20に統合)
個票23	地域生活支援センターの状況[施設票]	個票23	指定障害福祉サービス事業者等の状況[通所系] (個票21に統合)
個票24	地域生活支援センターの状況[利用者票]	個票24	削除
個票25	精神医療審査会	個票25	削除
個票26	措置入院等の状況	個票26	変更なし
個票27	自立支援医療(精神通院)等の状況	個票27	変更なし
個票28	性・年齢別 精神障害者保健福祉手帳交付者数	個票28	精神障害者保健福祉手帳等の状況
コード表	精神科病院	個票29	変更なし
	精神科診療所等	個票30	変更なし
	精神科病院・精神科診療所等以外の精神科デイ・ケア等	個票31	削除
	社会復帰施設等	個票32	個票20及び21にかかるコード
	二次医療圏コード	個票33	変更なし

表2. 変更した主な用語(18年度→19年度)

用語	18年度	19年度
精神科ソーシャルワーカー・PSW		→ 精神保健福祉士
高齢者施設		→ 高齢者福祉施設
隔離室		→ 保護室

表 3. 平成 19 年度調査項目の主な変更点

提出書類件数報告

- 精神科病院数で精神科訪問看護を実施している精神科病院数を追加した。
- 精神科病院数で精神科訪問看護を実施している精神科診療所数を追加した。
- 個票 2～4 各精神病棟の状況を追加した。
- 個票 9 精神科病院が実施している精神科訪問看護の状況を追加した。
- 個票 20 精神科診療所等が実施している精神科訪問看護の状況を追加した。

個票 1 精神科病院の施設・病床の状況（旧個票 2 も統合）

- 病院区分④に特定病院を追加した。
- 病院区分④に訪問看護の実施を追加した。
- 専門病棟の精神科救急から老人精神まで削除。
- 専門病棟の状況の左記以外（その他）の部分削除。
- 合併症の説明を変更
- 特定医師を追加した。
- PSW をソーシャルワーカー（社会福祉士を含む）とした。
- 説明を削除した。

個票 2～4（新設） 各精神病棟の状況

- 各病棟の状況という新たな個票を加えた。

個票 5（旧 3） 老人性認知症疾患治療病棟の状況

- 他の病棟から転棟した患者数、他の病棟に転倒した患者数を追加。
- 「介護保険施設棟」を「グループホーム・ケアホーム・社会復帰施設等」に変更した。
- 転院・転棟を転院とした。

個票 6（旧 4） 応急入院患者の状況

- 応急入院後の状況で措置入院は削除、応急入院はその他入院に変更した。

個票 7（旧 5） 精神科病院の精神科デイ・ケア等の状況

- 利用実人員の居住地の社会復帰施設等にグループホーム・ケアホームを追加した。
- 説明のグループホームを障害者支援施設とした。
- 高齢者施設を高齢者福祉施設と改めた。
- 「平成 18 年 6 月 30 日あるいは直前のサービス実施日（1 日）における」の部分の削除。

個票9（新設） 精神科病院が実施している精神科訪問看護の状況

- 精神科病院が実施している精神科訪問看護の状況という新たな個票を加えた。

個票10（旧7） 精神科病院在院患者の処遇

- 隔離室を保護室と改めた。

個票13（旧10） 精神科病院の外来・入院状況

- 外来患者数を外来受診患者数とし、実人員を追加。
- デイ・ケア等利用者数を削除。
- 精神科の外来件数の集計に平成19年6月も追加した。
- 平成19年6月1ヶ月間の訪問看護従事者数を追加した。
- 内訳の社会復帰施設等にグループホーム、ケアホームを加えた。
- 上記の説明をグループホーム、ケアホーム、社会復帰施設、福祉ホーム・障害者支援施設等・高齢者福祉施設等に退院した者とした。

個票16（旧13） 平成19年6月退院患者の状況

- 在院期間別の期間の1年未満を3ヶ月未満、3ヶ月以上1年未満に改めた。
- 退院時の状況に高齢者福祉施設及びその他を加えた。
- 社会復帰施設等にグループホーム・ケアホームを加えた。

個票17（旧14） 精神科診療所等の状況

- 「以下のいずれかに該当する施設のみ、個票14を記入」を「以下のいずれかの該当する項目に○を記入」と改めた。
- 施設区分の内容を変更した。
- PSWをソーシャルワーカー（社会福祉士を含む）とした。
- 精神保健福祉法第5条の注を加えた。
- 延べ人数を延べ件数とした。
- 外来患者数を外来受診患者数とした。
- 平成19年6月1ヶ月間の訪問看護従事者数を追加した。
- 平成19年6月1ヶ月間の精神科訪問看護・指示料請求件数を追加した。

個票 18 (旧 15) 精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の状況

- 利用実人員の居住地の社会復帰施設等にグループホーム・ケアホームを追加した。
- 説明のグループホームを障害者支援施設とした。
- 高齢者施設を高齢者福祉施設とした。
- 「平成 18 年 6 月 30 日あるいは直前のサービス実施日(1日)における」の部分の削除。

旧個票 17 精神科病院・精神科診療所等以外の精神科デイ・ケア等の状況

- 個票 17 削除。

旧個票 18 精神科病院・精神科診療所等以外の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員

- 個票 18 削除。

個票 20 (新設) 精神科診療所等が実施している精神科訪問看護の状況

- 精神科診療所等が実施している精神科訪問看護の状況という新たな個票を加えた。

個票 21 指定障害者支援施設等の状況[入所施設用] (旧 20 も統合)

- 「精神障害者社会復帰施設等」を「指定障害者支援施設等」とし、事業の種類を自立支援法に対応した内容とした。
- 常勤職員の資格取得者等の状況等を削除した。
- 部屋数についての調査項目を削除した。
- 設問を利用実人員数のみとした。(旧 20 部分)

個票 22 指定障害福祉サービス事業者等の状況[通所施設用] (旧 21 も統合)

- 「精神障害者社会復帰施設等」を「指定障害者支援施設等」とし、事業の種類を自立支援法に対応した内容とした。
- 常勤職員の資格取得者等の状況等を削除した。
- 設問を利用実人員数及び稼働日数のみとした。(旧 21 部分)

旧 23 地域生活支援センターの状況[施設票]

- 個票 23 削除。

旧 24 地域生活支援センターの状況[利用者票]

- 個票 24 削除。

個票23（旧25） 精神医療審査会

- 「処遇改善請求」の実績の部分に「請求者に対する審査結果及び理由の要旨の通知時期」を追加した。

個票25（旧27） 精神障害者保健福祉手帳等の状況

- 「自立支援医療（精神医療）等の状況」を「精神障害者保健福祉手帳等の状況」とし、自立支援医療の状況についての項目を削除した。

都道府県・指定都市コード

北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄			
41	42	43	44	45	46	47			
札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市
48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市			
58	59	60	61	62	63	64			